

誓 約 書

「旧「一葉亭」を活用する事業者選定の公募型プロポーザル」に係る書類提出にあたって以下のことを誓約します。

- 1 本町における契約手続きにおいて、次の事項に該当すると認められる者又はその事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 2 契約能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生計画認可決定、再生計画認可決定がなされている場合を除く。）
- 4 事業者又は構成する事業者の全てが国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5 反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用しようとする者でないこと。
- 6 役員等がみなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条に規定する暴力団員であると認められる者及び暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- 7 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- 8 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- 9 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- 10 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
- 11 みなかみ町条例その他法令に抵触する恐れがない者であること。
- 12 上記1～11が事実と相違する場合、「旧「一葉亭」を活用する事業者選定の公募型プロポーザル」に参加申込みできないと認定されても異議のないこと、又は提案書受付後に事実の相違が発覚した場合、募集に係る手続きの一切を無効とされても異議のないこと。

令和 年 月 日

みなかみ町長 阿部 賢一 様

(誓約者)

代表企業

住 所

会社名又は氏名

㊞

※本様式は代表企業が、その他の構成企業等にも同内容への誓約を確認の上、捺印して提出してください。